

島根原子力発電所 2 号機で使用する新燃料の輸送実績

8 月 2 9 日に中国電力(株)から島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 7 条に基づき連絡のあった新燃料輸送が、下記のとおり行われました。鳥取県の立入調査に同行し、安全上異常がないことを確認しました。

記

- 1 輸送物の名称：島根原子力発電所 2 号機用新燃料
- 2 輸送日 (1) 出発日時：令和 7 年 1 0 月 7 日 8 時 3 5 分 原子燃料工業(株)
令和 7 年 1 0 月 7 日 1 2 時 0 0 分
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
(2) 到着日時：令和 7 年 1 0 月 8 日 5 時 4 6 分
- 3 輸送責任者：原子燃料工業(株)、(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
- 4 搬出施設名：原子燃料工業(株)東海事業所(所在地：茨城県那珂郡東海村)
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 久里浜工場
(所在地：神奈川県横須賀市)
- 5 輸送回数 : 1 回
- 6 輸送数量 : 1 0 8 体(ウラン重量は約 1 8 トン)
- 7 輸送方法 : トラック(6 台)による陸上輸送
- 8 輸送物 :

種類	A 型核分裂性輸送物	A 型核分裂性輸送物
型式	N T -Ⅻ型	R A J -Ⅱ型
寸法	長さ：約 5. 3 m 幅 : 約 0. 7 m 高さ：約 0. 8 m	長さ：約 5. 1 m 幅 : 約 0. 7 m 高さ：約 0. 7 m
重量	輸送容器 : 約 9 4 0 k g 新燃料(2 体): 約 5 1 0 k g 合計 : 約 1, 4 5 0 k g	輸送容器 : 約 9 3 0 k g 新燃料(2 体): 約 5 2 0 k g 合計 : 約 1, 4 5 0 k g
材質	外容器、内容器：ステンレス鋼	外容器、内容器：ステンレス鋼
個数	2 7 個	2 7 個
輸送責任者	原子燃料工業(株)	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

- 9 今回の輸送に当たって本市がとった措置
 - (1) 県内輸送中等の安全確認
中国電力から、輸送隊が県内に入る前、県内通過中及び発電所到着時に輸送状況の連絡を受け、安全状況を確認した。
 - (2) 立入調査(鳥取県の立入調査に同行し確認)
新燃料の発電所搬入にあたり、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 1 1 条に基づく鳥取県の立入調査に同行し、確認をした。(鳥取県 2 名、境港市 2 名と米子市 2 名の職員が同行)
・中国電力が行った放射線測定に立会し、法定基準値以下であったことを確認した。(別紙参照)

2025年10月8日
中国電力株式会社
島根原子力発電所

島根原子力発電所新燃料到着時の線量当量率測定結果

測定結果は、基準値以下であった。

【測定結果】

輸送容器表面	0.012	ミリシーベルト毎時以下（基準値 2ミリシーベルト毎時以下）
輸送車両表面	0.0077	ミリシーベルト毎時以下（基準値 2ミリシーベルト毎時以下）
輸送車両から 1 m離れた位置	4.2	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 100マイクロシーベルト毎時以下）
運転席	1.0	マイクロシーベルト毎時以下（基準値 20マイクロシーベルト毎時以下）

（基準値は核燃料物質等車両運搬規則第七条、第十一条による）

（参考 自然界 0.06 マイクロシーベルト毎時）

（コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等）

第七条 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき原子力規制委員会の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

（車両に係る線量当量率等）

第十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時